

## 第 16 回大阪労働局公共調達監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成 27 年 8 月 10 日（月）大阪合同庁舎第 2 号館 8 階 第 1 会議室	
委員（敬称略）	委員長 富田 安信 同志社大学社会学部教授 委員 段林 和江 弁護士 委員 岩寄 理致 税理士	
審査対象期間	平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日契約締結分	
抽出案件	5 件 内訳 (公共工事) ・競争入札案件で低入札のもの 1 件 ・競争入札案件で 1～3 月期最高額のもの 1 件 ・工事で随意契約案件 2 件 (物品・役務) ・役務で競争入札案件 1 件	
報告案件	0 件 (備考)「報告案件」とは、監視委員会において不適切等と判断され、意見の具申又は勧告がなされたもの。	
審議案件	5 件	
委員からの意見・質問 に対する回答等	意見・質問	委員からの意見・質問に対する回答等
	下記のとおり	下記のとおり

### 「設置要綱第 6 条に基づき抽出された審議案件の審議」

<p>【審議案件 1】競争入札案件で低入札のもの          (競争入札) 大阪安全衛生教育センターにおける直流電源装置更新工事          (契約の概要) 大阪安全衛生教育センターにおける非常用照明の電源装置の更新工事</p>	
意見・質問	回 答
審議案件 1 番について、説明者より入札契約手続等説明をしてください。	審議案件 1 番は、大阪安全衛生教育センターの非常用電源になる直流電源装置の更新工事について一般競争入札を実施しているものです。この設備は昭和 53 年の設置時から更新されておらず、老朽化により蓄電池についても停電

	<p>時の照明時間が30分を確保できない状況になっていることが平成25年度の建物点検で発覚し、早急に改善する必要があったため更新工事を行ったものです。</p> <p>予定価格は、直流電源装置の市場価格として公表されているものはなかったため、3者から見積書を取り、その平均額から国土交通省の積算基準に基づき積算しています。</p> <p>本件は、予定価格が1,000万円を超える案件のため、低入札価格調査基準額を定めています。</p> <p>開札した結果、落札額が低入札価格調査基準額を下回っていることから、応札者にかかる信用状況を調査のうえ、仕様書どおりの施工が可能であるとの判断をし、契約を締結しています。</p>
<p>低入札価格調査において、工賃の確保がなされているかどうか判断されましたか。</p>	<p>提出させた資料から、本件工事を施工するにあたっての労働者確保計画と工賃単価を確認しています。</p>
<p>大阪安全衛生教育センターの工事を大阪労働局で実施していますが、大阪安全衛生教育センターの運営や役割と大阪労働局との関係について教えてください。</p>	<p>労働安全衛生法の第6章に労働者の就業にあたっての措置が定められており、法63条において、国は第6章に定める事業者が行う安全又は衛生のための教育の効果的实施を図るため、必要な施策の充実に努めるものとしています。</p> <p>この法63条に基づきまして、昭和48年に東京安全衛生教育センターを清瀬市に、昭和53年に大阪安全衛生教育センターを河内長野市に設置しております。国が設置をして、厚生労働省の財産として当該施設は大阪労働局が管理しています。</p> <p>運営については、中央労働災害防止協会に委託しています。</p>
<p><b>【審議案件2】競争入札案件で1～3月期最高額のもの</b>  (競争入札) あいりん総合センターボイラー更新工事  (契約の概要) あいりん総合センターにおける地下1階のボイラー及び配管更新工事</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>審議案件2番について、説明者より入札契約手続等説明をしてください。</p>	<p>審議案件2番は、あいりん総合センターの地下1階シャワー室のボイラーを更新するため、一般競争入札を実施したものです。このボイラーは平成10年に設置されたもので、設置後17年が経過しており、建物実態調査を行った際に、設置メーカーから、経年劣化により、いつ使用不可能になるかわからない状態で、機器の部品は既に生産中止のため修理が不可能との報告を受けていました。</p> <p>シャワー室の利用については、月曜日から土曜日の午後</p>

	<p>4時から午後6時15分まで営業しており、ボイラーが故障すると温水がでないため営業ができなくなります。故障後に対応するとなれば、故障したボイラー機器の製作に1か月、設置に3日程度が必要となる見込みで、その間、シャワー室の利用者に迷惑をかけるため、利用者の多い夏場を外したこの時期に更新工事を行ったものです。</p> <p>予定価格は、この契約に先だって設計業務と工事費用の積算の委託をしていましたので、この金額を基に国土交通省の積算基準により算出しております。</p>
<p>シャワー室の利用については、どのような状況ですか。</p>	<p>一月おおむね、夏場は2,300人から2,500人、一日に換算すると大体100人から110人、冬場は1,300人から1,500人、一日に換算すると大体60人から80人の利用があります。</p> <p>近隣に同様の施設やサービスの提供はなく、シャワー室利用料1回100円で運営していただいています。</p>
<p>あいりん総合センターというのほどのような施設ですか。</p>	<p>現在は、あいりん公共職業安定所と大阪府外郭団体の西成労働福祉センターが入っている、労働者の方に対して職業紹介、就労相談等の事業を行っている複合施設となります。もとはシャワー室を運営していた雇用能力開発機構が平成23年10月に廃止され、大阪労働局へ譲与されました。あいりん総合センターの土地は大阪府と大阪市所有、建物は国と大阪府及び大阪市の所有ですが、シャワー室は国の所有部分となっています。</p>
<p>落札額はもう1者の入札価格と比べても低額で、どのあたりの価格が抑えられているのかわかりますか。</p>	<p>全般的に抑えられているのではないかと考えております。</p>
<p>ボイラーの更新以外、保守や運営管理はどのようになっているのですか。</p>	<p>保守は更新工事とは全く別会社が担当しています。</p> <p>運営は国から大阪府に無償で管理委託をしている契約を締結しており、大阪府は西成労働福祉センターに無償で管理の再委託をしています。実際には大阪府の浴場組合が委託されて管理運営し、浴場組合で徴取したシャワー室使用料を水道料やボイラー燃料費やボイラー技師の費用などに充てて運営されているようです。</p>
<p><b>【審議案件3】 工事で随意契約案件</b>  (随意契約) あいりん労働公共職業安定所外壁欠落危険箇所補修工事  (契約の概要) あいりん労働公共職業安定所における外壁の欠落危険箇所に係る補修工事</p> <p><b>【審議案件4】 工事で随意契約案件</b></p>	

(随意契約) 大阪労働局安全課外1件空調機新設及び大阪中央労働基準監督署外3件空調機器修繕工事

(契約の概要) 大阪労働局安全課及び茨木労働基準監督署における空調機器新設並びに大阪中央、大阪南、茨木労働基準監督署、及び大阪西公共職業安定所における空調機器の修繕工事

【審議案件5】 役務で競争入札案件

(競争入札) 大阪労働局における官用自動車定期点検整備及び継続検査業務委託

(契約の概要) 大阪労働局における官用車の定期点検整備及び継続検査に係る業務委託

意見・質問	回答
<p>審議案件3番・4番・5番は随時契約と競争入札の調達方法を比較するため、3案件まとめて説明者より契約手続等説明をしてください。</p>	<p>審議案件3番は、外壁が崩落したことを発端とした外壁の削り落とし作業と問題個所の点検とを平成26年8月に緊急対策として行っており、この緊急対策で削り落とした外壁の補修と、その際に判明した問題点の改修工事について随意契約を締結したものです。</p> <p>工事概要は、タイルの浮き上がった部分やひび割れ部分については樹脂を注入し、欠損箇所についてはモルタル成型等の補修をする、という内容です。</p> <p>予定価格は、直接工事費については、建設物価等の資料から積算し、この額から国土交通省の積算基準に基づき算出しています。</p> <p>会計法29条の3第5項及び予算決算及び会計令99条の2により、予定価格が250万円を超えないことから随意契約とし、複数者から見積書をとったところ予定価格内で一番安価であった業者と契約しております。</p> <p>審議案件4番は、大阪労働局安全課及び茨木労働基準監督署においては既存の空調機器での空調温度調整能力不足が解消できないため個別空調を新設し、大阪中央、大阪南、茨木労働基準監督署及び大阪西公共職業安定所における空調設備の保守点検業者から不備が指摘された箇所の修繕工事について随意契約を締結したものです。</p> <p>予定価格は、部材の単価について建設物価やインターネットを利用して市場価格を調査のうえ積算し、この金額から国土交通省の積算基準に基づき算出しています。</p> <p>会計法29条の3第5項及び予算決算及び会計令99条の2により、予定価格が250万円を超えないことから随意契約とし、複数者からとった見積書のうち予定価格内で一番安価な見積書の業者と契約しております。</p> <p>審議案件5番は、大阪労働局及び各労働基準監督署、各</p>

	<p>公共職業安定所で保有する官用自動車定期点検整備及び継続検査業務委託について、一般競争入札を実施しているものです。</p> <p>官用自動車の継続検査、いわゆる車検については、これまで各署所の庶務担当者が業者から見積書を取り会計課へ車検の依頼を行い随意契約にて契約業者を決定していましたが、大阪労働局にて一括して一般競争入札を実施することで、経費の削減が見込まれること、また、労働局に集中化することによる各署所での業務の簡素化・合理化を期待しました。平成26年度中に実施することを目標とし、具体的に仕様書の作成や公示の準備が整ったのが平成26年10月以降でしたので、保有する官用車のうち継続検査期日及び法定点検期日が平成27年1月から平成27年3月までに到来するものを対象としています。</p> <p>予定価格については過去に入札実績がないため、保有車両の平成24年度と25年度の契約実績をもとに主な整備項目の平均単価を設定し、今回の契約予定数量に乗じて積算をしています。</p>
<p>審議案件5番は随意契約も可能なところ、効率化と競争による低価格を見込んで積極的に取り組まれたと思います。審議案件4番は5番と類似点がある案件と思われませんが、調達方法の考え方について教えてください。</p>	<p>調達については一般競争入札を基本とする考えがあります。審議案件5番についても平成26年度以前から一般競争入札での調達を考えておりましたが、準備が整ったのが平成26年10月でした。本来ならば会計法上でも随意契約も可能な予定価格であったのですが、平成27年度からは保有する官用自動車すべてを対象として予定価格を積算すると一般競争入札となるため、先行して実施しました。別案件においても、一般競争入札に移行できるものがあれば対応していきたいと考えております。</p>